

所得税・住民税の申告期間は、

**申告を
お忘れなく!**

2月16日(火)～3月15日(月)です

—申告書は自分で書いて早めに提出しましょう—

所得申告は、国民の義務であるとともに、各種税証明並びに国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの算定の基礎となる大切なものです。市では、4ページ「申告相談日程表」とおり、申告相談を行いますので、ご利用ください。

なお、申告に際しては、多くの方にお待ちいただくことなく申告相談が行えるよう、事前に帳簿や領収書などの集計を行ったうえでお願いします。

また、青色申告、相談内容が複雑な方、譲渡所得がある方は、直接税務署に相談してください。

1. 申告が必要な方

平成22年1月1日現在市内に住所のある方で、次に該当する方は申告が必要になります。

- ①事業所得(営業・農業・その他の事業)、配当所得、不動産所得、利子所得及び雑所得のあった方
- ②給与所得(アルバイト・パート代、専従者給与も含まれます。以下同じです。)で次に該当する方
 - ア 勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない方
 - イ 平成21年中に退職し、再就職していない方
 - ウ 給与所得以外に他の所得のある方(給与所得以外の所得が20万円以下で所得税の確定申告をする必要のない方も住民税の申告は必要になります)
 - エ 給与を2カ所以上から受けている方
- ③配当所得がある方のうち次に該当する方
 - ア 非上場株式の配当所得のある方
 - イ 上場株式の配当所得のうち、発行済株式総数の5%以上を所有する方
- ④市外在住者の税法上の被扶養者になっている方
- ⑤医療費控除の適用を受ける方(年間10万円以上あるいは所得金額の5%以上の医療費の支払いがある方)
- ⑥寄附金控除の適用を受ける方(「6. 住民税の寄附金控除」をご覧ください)
- ⑦初めて住宅ローン控除の適用を受ける方
- ⑧「5. 住民税の住宅借入金等特別税額控除欄の下線部分」に該当する方

納税には、口座振替をご利用ください!!

所得税の振替日は、4月22日(木)

個人事業者の消費税及び地方消費税の振替日は、4月27日(火)

- 所得税、消費税及び地方消費税の納税には、安全で便利な口座振替をお勧めします。
- 口座振替のご利用を希望される場合は、「口座振替依頼書」を、期限までに税務署に提出(郵送)をお願いします。
- 「口座振替依頼書」は、税務署及び金融機関にご用意してあります。また、「確定申告書の手引き」にも様式が掲載されていますので、切り離してご利用ください。なお、国税庁ホームページからもダウンロードすることができます。

収入がない方や課税所得とならない障害年金または遺族年金のみの方も申告が必要になります。この場合、電話でも結構ですので、その旨の申告をお願いします。

※国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入されている場合は、所得の状況により保険税(料)の軽減を受けることができますが、申告をされていないとこの軽減を受けることができません。また、介護保険についても高い所得段階での保険料となります。

2. 申告が必要ない方

次に該当する方は、申告が必要ありません。

- ①給与所得のみで年末調整が適正に行われ、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている方(ただし「1. 申告が必要な方」の⑥に該当する方を除きます)
- ②公的年金等所得のみで年金支給者から市に公的年金等支払報告書が提出されている方
※公的年金などのみで総支給額が次の範囲の方や所得税が源泉徴収されている方は、申告により各種控除の適用を受けると有利になる場合があります。
 - 65歳未満で年金支給額が98万円を超える方
 - 65歳以上で148万円を超える方
- ③市内在住者の税法上の被扶養者になっている方